

相談事例

ID : 04-07-008

相談タイトル

敷地法面に生えている植栽の伐採・伐根について

Q：ご相談内容

行政窓口に聞いたところ、民地同士の話なので住まいの相談センターに尋ねるよう言われた。

自宅敷地に法面があり、その法面の上の隣地には「貸家」であるが家が建っている。

その法面に竹が生えていて、毎年竹を伐採しているが、手入れが大変なため、再び竹が生えてくることがないよう根（地下茎）まで含めて伐採・伐根してしまおうと考えているが、崖状になっている法面が崩れることはないか聞きたい。

また、崖の上に家が建っているが、崖が崩れ上の家（宅地）に被害が発生した場合、何らかの責任（損害賠償責任等）が発生するのか聞きたい。

A：回答

法面に生えている竹等を地下茎等も含め抜いてしまった場合に、その法面が崩れることはないかと言うことについては、その法面を構成している土の性質（土質）と、その法面の角度や規模（高さ）などにより判断されます。現状を調査判断できるのは、土木コンサル業者等になると考えますが法面保護などを行っている造園業者でも一定の判断はできると考えます。

現状から判断すると、建築基準法（群馬県建築基準法施行条例）的には、「ガケ地」に該当し、崖の上に建築された建物にはガケの下端からガケの高さの2倍以上の退避距離をとることが求められていることになります。崖が崩れ上の敷地に被害が出た場合の「責任」と言うことについては、法面の所有者である相談者の方の管理状況によるものと考えますが、住いの相談センターで、責任の「有無」の判断は致しかねます。

・群馬県建築基準法施行条例（ガケ地の扱い）については、行政の建築指導課窓口等でお聞き下さい。